

一般社団法人東京都病院薬剤師会
会長 後藤 一美 様

東京都保健医療局健康安全部長
中川 一典
(公 印 省 略)

テゼペルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）の作成及び最適使用推進ガイドライン（気管支喘息）の一部改正について（通知） 外 3 件

日頃から、東京都の薬務行政に御協力いただきありがとうございます。
今般、標記の件について、下記のとおり通知がありました。
(通知等については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/newindex.html>

つきましては、本件について、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. テゼペルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）の作成及び最適使用推進ガイドライン（気管支喘息）の一部改正について（令和 8 年 2 月 19 日付医薬薬審発 0219 第 1 号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）
2. デュピルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）の一部改正について（令和 8 年 2 月 19 日付医薬薬審発 0219 第 2 号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）
3. メポリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）の一部改正について（令和 8 年 2 月 19 日付医薬薬審発 0219 第 3 号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）
4. ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（頭頸部癌、悪性黒色腫、子宮体癌、高い腫瘍遺伝子変異量（TMB - High）を有する固形癌、子宮頸癌及び原発性縦隔大細胞型 B 細胞リンパ腫）の一部改正について（令和 8 年 2 月 19 日付医薬薬審発 0219 第 4 号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）

<問合せ先>

東京都保健医療局健康安全部
薬務課承認審査担当
電話番号：03-5320-4516